(地方公務員法第28条の2第2項(改正後は第28条の6第2項) ○ 国家公務員法等改正法により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることを踏まえ、地方公務員の定年につい ても、国家公務員と同様に段階的に引き上げ、65歳とする必要。(各地方公共団体が条例改正で対応)

※ ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性により国の職員につき定められている定年(65歳)を基準として定めることが実

情に即さないと認められるときは、条例で別の定めをすることができる。

国家公務員と地方公務員の定年(現行)

職		国家公務員	地方公務員			
事務職員などの一般職員		60歳	60歳	○国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める年齢		
特例定年	病院、診療所等の医師・歯科医師	65歳	65歳 ※	 ○職務と責任に特殊性がある等により国の職員につき定められている定年を基 準として定めることが実情に即さない場合は、条例で別の定めをすることができ		
	庁舎の監視等を行う労務職員	63歳	63歳	る(特例定年)(※ 例:離島で勤務する医師 70歳)		

1 1 9 4 1					┧ 準として定めることが実情に即さない場合は、条例で別の定めをすることができ ┃					
定年	庁舎の監視等を行う労務職員 63		63歳	63歳	る(特例定		I 1			
段階的な引上げ期間中の定年と完成型の定年										
		原則		現行特例定年①(病院等の医師等)			現行特例定年②			
				(a) (b)以外の医師等		(b) 一部の医師等(例)	(守衛・用務員等)			
現行		60歳		65歳		65歳	63歳			
令和	冷和 5 年4月~令和 7 年3月 61歳		烎	65歳		66歳	63歳			
令和	令和7年4月~令和9年3月 62歳		烎	65歳		67歳	63歳			
令和	令和9年4月~令和11年3月 63歳		烎	65歳		68歳	63歳			
令和	和11年4月~令和13年3月 64歳		65歳		69歳	64歳				
	令和13年4月~ 【完成形】		65歳		70歳	65歳 1				